

## 第 4 次

## 加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会

## 地域福祉推進計画骨子案

令和 6 年 7 月

## 目次

<b>第 1 章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 関連計画.....	2
4 計画の期間.....	2
5 本計画をめぐる国や社会の動向.....	3
(1) 地域活動の停滞.....	3
(2) 地域共生社会づくりの要請と「重層的支援体制整備事業」の制度化.....	3
(3) 生活困窮者自立支援制度の展開 .....	6
(4) 地域での支えあいによる防災対策強化の必要性の高まり .....	7
(5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの要請 .....	8
<b>第 2 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>9</b>
1 計画の基本理念.....	9
2 計画の基本目標.....	10
基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保.....	10
基本目標 2 関係づくりと孤立防止.....	10
基本目標 3 包括的な相談支援の推進 .....	10
3 計画の体系.....	11
<b>第 3 章 基本施策の推進</b> .....	<b>12</b>
基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保.....	12
基本施策 1-1 住民参加による生活支援の推進.....	12
基本施策 1-2 みんなが暮らしやすい環境づくり .....	12
基本目標 2 関係づくりと孤立防止.....	13
基本施策 2-1 地域づくり活動の活性化.....	13
基本施策 2-2 就業・日中活動による社会との関係づくり .....	13
基本目標 3 包括的な相談支援の推進.....	14
基本施策 3-1 分野ごとの専門相談支援の推進.....	14

基本施策 3-2 包括的相談・ネットワークづくりの推進 .....	14
-----------------------------------	----

## 参考資料 ..... 15

1 人口の推移と推計 .....	15
2 支援が必要な人の状況 .....	16
3 福祉をめぐる近年の法制度改正の状況 .....	17
(1) 地域福祉 .....	17
(2) 高齢者福祉 .....	17
(3) 障害者福祉 .....	17
(4) こども政策 .....	18
(5) その他 .....	18
4 アンケート調査結果の概要 .....	19
(1) 様々な悩みを抱えながら相談できない市民がいる .....	19
(2) 近所づきあいの状況は年齢や地区によって差がみられる .....	21
(3) 地域活動の参加・協力の状況も年齢や地区によって差がみられる .....	22
(4) 多様なボランティア活動への参加意向がみられる .....	23
(5) 地域で様々なことを手助けしたいという声もある .....	26
(6) 地域で支え・支えられる関係の循環 .....	27
(7) 住み続けたくない理由の筆頭が「交通の便」 .....	28
5 福祉団体、区長・自治会長調査の結果概要 .....	29
(1) 福祉団体のメンバー・会員の減少・高齢化が課題 .....	29
(2) 地区・自治会の役員のみ手不足・負担過多が課題 .....	30
(3) 「人材不足」「地域のつながりの希薄化」が課題 .....	31

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

本市では、令和2年3月に「第3次加東市地域福祉計画・第3次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、この計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行い、国・県の動向を踏まえ、本市の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針として、「第4次加東市地域福祉計画・第4次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。加東市社会福祉協議会と連携を図りながら、加東市社会福祉協議会が策定する「加東市地域福祉推進計画」と一体的に策定します。

また、本市では、地域福祉の推進にあたり、「重層的支援体制整備事業」を重点的に推進しており、その具体的な方向を示す「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を本計画に包含するものとします。

さらに、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含するものとします。

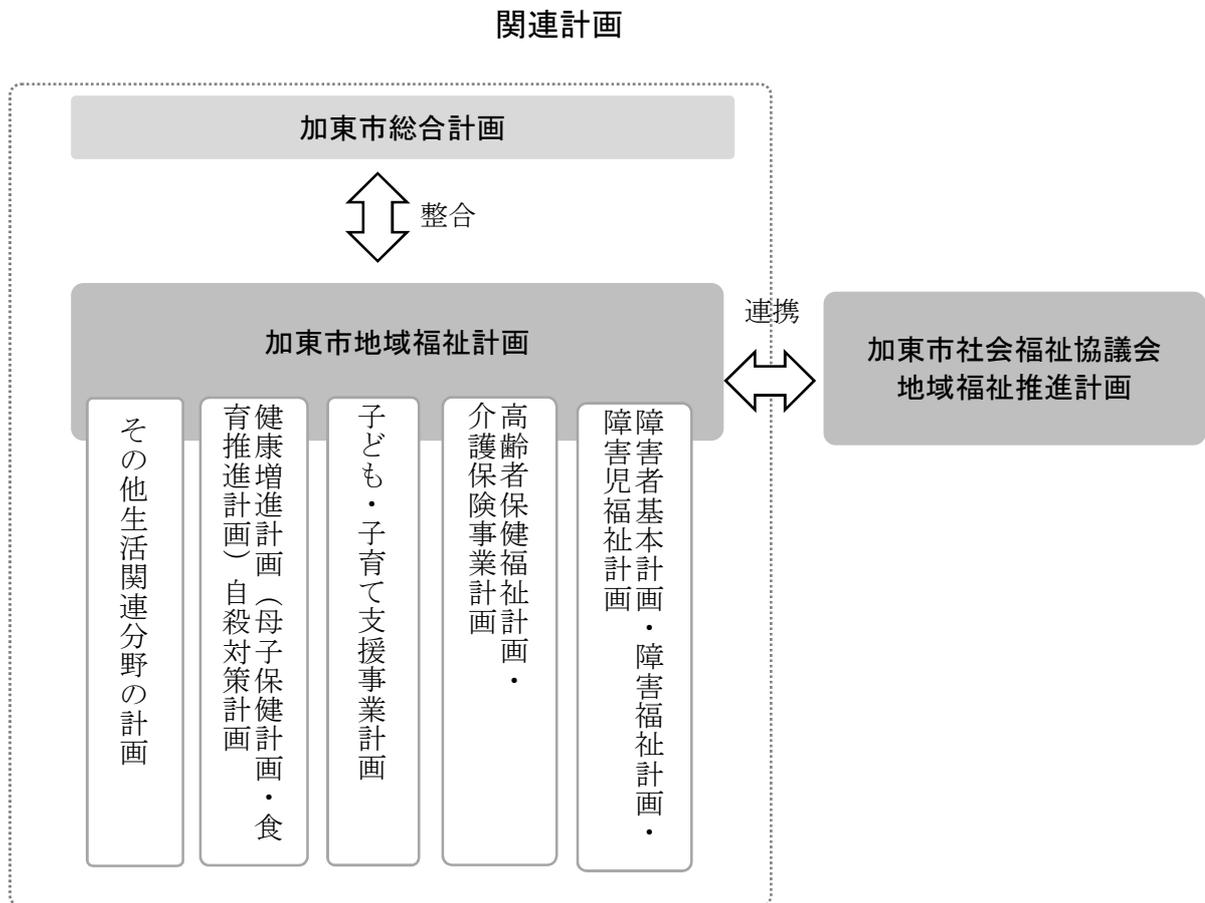
### 〔参考〕社会福祉法第107条（抜粋）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 3 関連計画

本計画は、各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画として、国・県・市の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進します。



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 5 本計画をめぐる国や社会の動向

### (1) 地域活動の停滞

わが国には、地域の環境美化や祭りなどを行う自治会などの地域団体・地域活動があります。かつてのように冠婚葬祭を地域団体が主体となって行うケースはほとんどなくなりましたが、シニアクラブや子ども会など年齢層ごとの活動や、福祉や環境、防災などテーマごとのボランティア団体、さらには、農林業や農地・水利・森林の保全を共同して行う産業団体の活動も含め、様々な地域団体・活動が日常生活と関わっています。

しかしながら、近年、定年延長が企業等で実施され、地域の担い手の主力が日中は不在であることや男女雇用機会均等法等による女性の社会進出の影響等もあり、地域活動が減少傾向にありました。

とりわけ、令和元年末から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められたことにより、様々な活動が休止・中止を余儀なくされた結果、地域活動の停滞や地域組織の消滅に加え、社会的な孤立や高齢者の虚弱化の課題が一層深刻化しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との交流やつながりの重要性が再認識され、持続可能な形態での地域団体・地域活動の再開・再構築を進めていくことが求められています。

### (2) 地域共生社会づくりの要請と「重層的支援体制整備事業」の制度化

高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」を始め、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やはざまの課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の支援の体制の整備が求められています。

## 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年12月）

「地域共生社会」づくりを進めるため、令和3年4月の社会福祉法改正により「重層的支援体制整備事業」（法第106条の4）が創設されました。

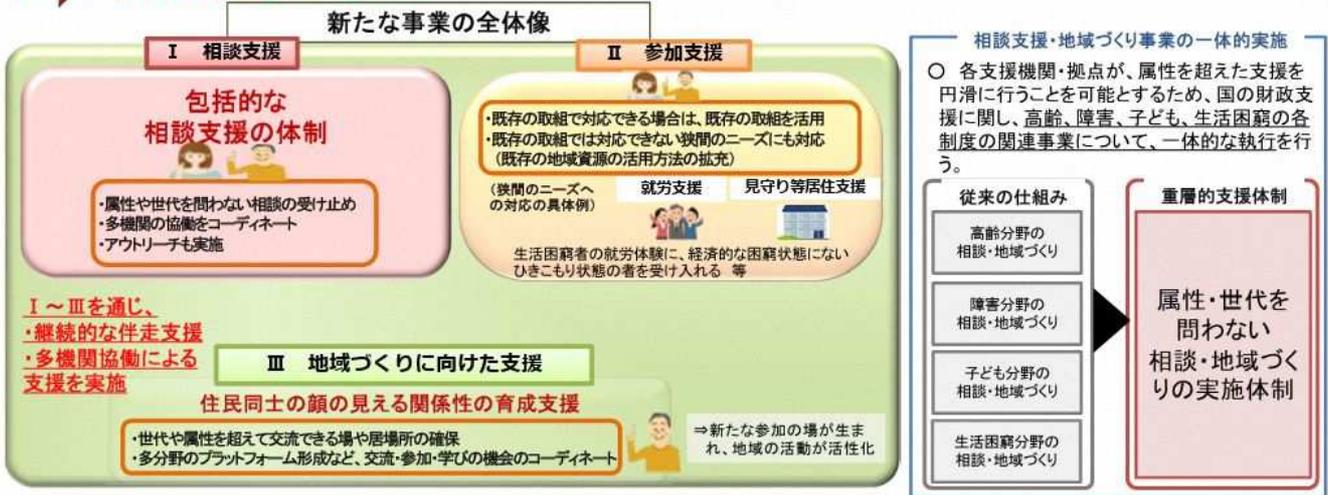
「重層的支援体制整備事業」は、「包括的な相談支援」と「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業で、この事業の活用により、地域の複雑化・複雑化した課題の解決を図ることが期待されます。

# 「重層的支援体制整備事業」の全体像

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

→ 令和3年4月1日施行



## 「重層的支援体制整備事業」における各事業の概要

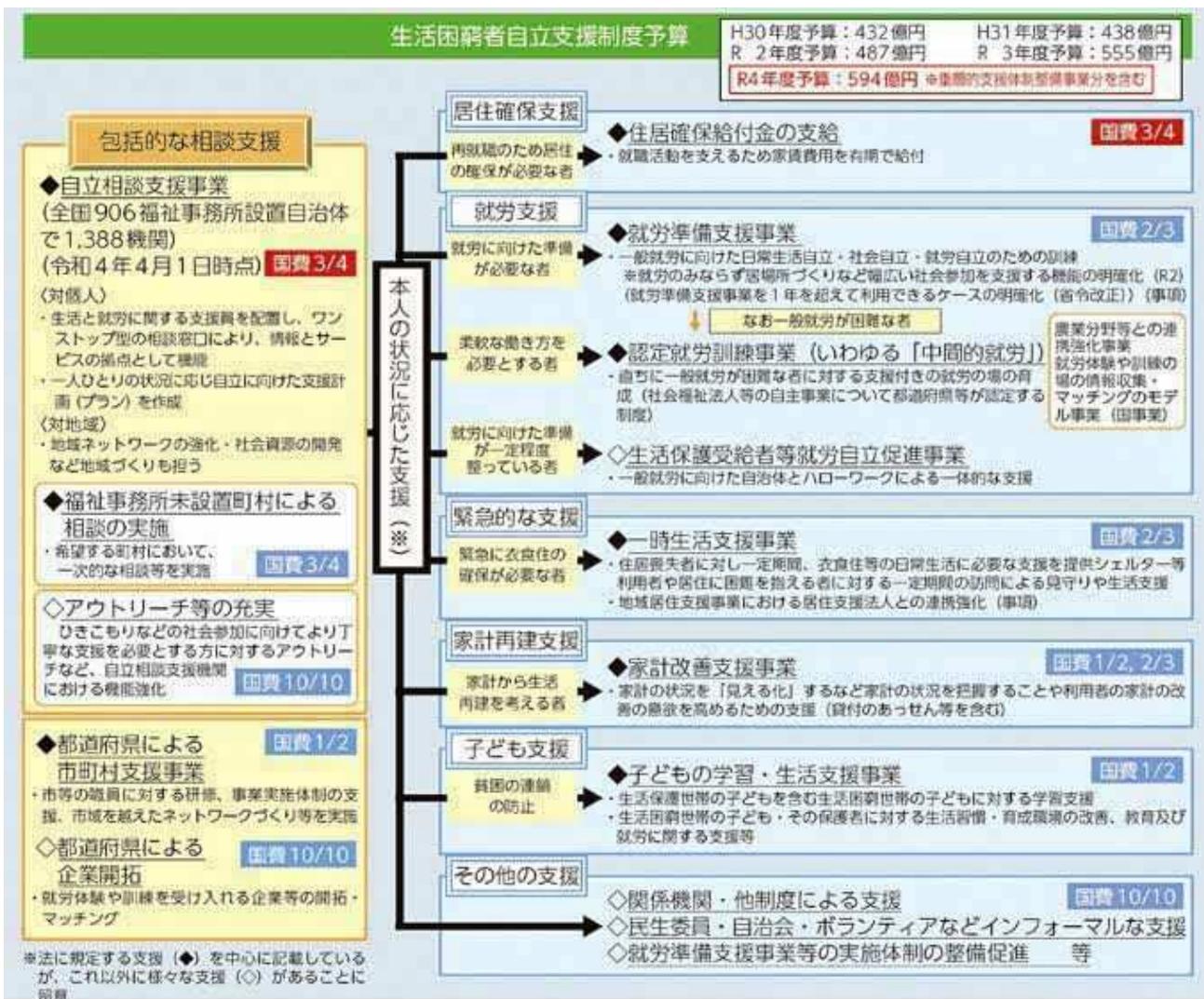
包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。</li> <li>◇支援機関のネットワークで対応する。</li> <li>◇複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。</li> </ul>
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇社会とのつながりを作るための支援を行う。</li> <li>◇利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。</li> <li>◇本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。</li> </ul>
地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。</li> <li>◇交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。</li> <li>◇地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇支援が届いていない人に支援を届ける。</li> <li>◇会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。</li> <li>◇本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。</li> </ul>
多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。</li> <li>◇重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。</li> <li>◇支援関係機関の役割分担を図る。</li> </ul>

### (3) 生活困窮者自立支援制度の展開

平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援制度は、相談窓口配置された専門の支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作り、寄り添いながら自立を支援していく制度で、本市では加東市社会福祉協議会に一部を委託して実施しています。

生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題により生活困窮の状況にある住民を支援する制度として、地域共生社会づくりの重要な一角を担う制度であり、充実を図っていくことが求められます。

#### 生活困窮者自立支援制度の概要



資料：令和4年度版厚生労働白書

## (4) 地域での支えあいによる防災対策強化の必要性の高まり

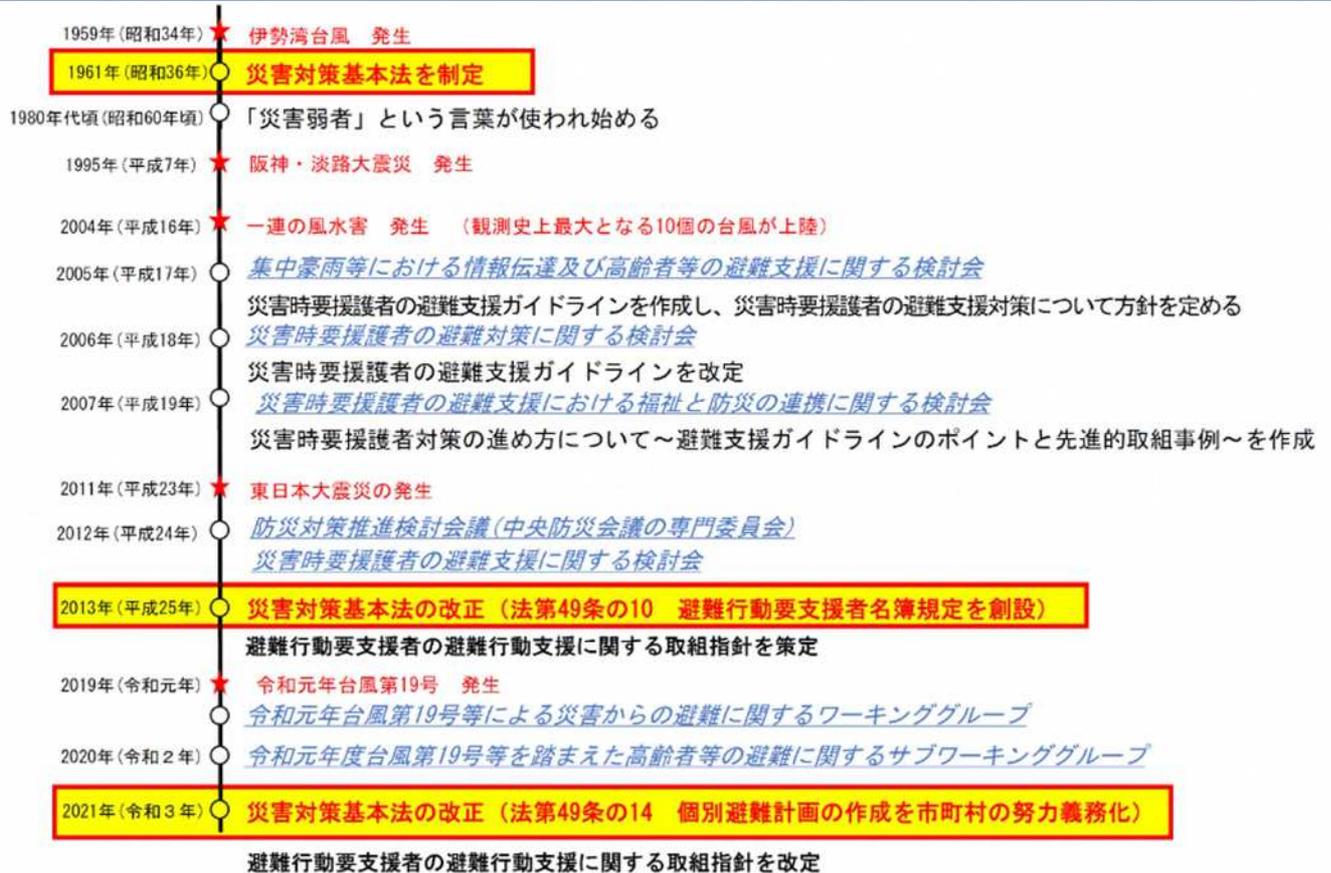
災害対策は、阪神・淡路大震災により、自助・共助の必要性が社会で認識され、自主防災組織の活動が大きく発展しました。その後、平成17年頃には、「災害時要援護者」の避難支援対策を進めるよう、国がガイドライン等の作成を進め、加東市においても「加東市避難行動要支援者名簿に関する条例」や「加東市災害時受援計画」を定めました。

平成23年に東日本大震災が発生し、その後も大きな災害が続く中で、高齢化の進展もあいまって、自助・共助の一層の必要性が叫ばれており、令和3年には災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者」一人ひとりの支援者を具体的に定め、確実な支援につなげる「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務となりました。

こうした一連の流れを受けて、本市においても、地域での支えあいによる防災対策を一層強化していく必要があります。

### 個別避難計画の努力義務化までの流れ

#### 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



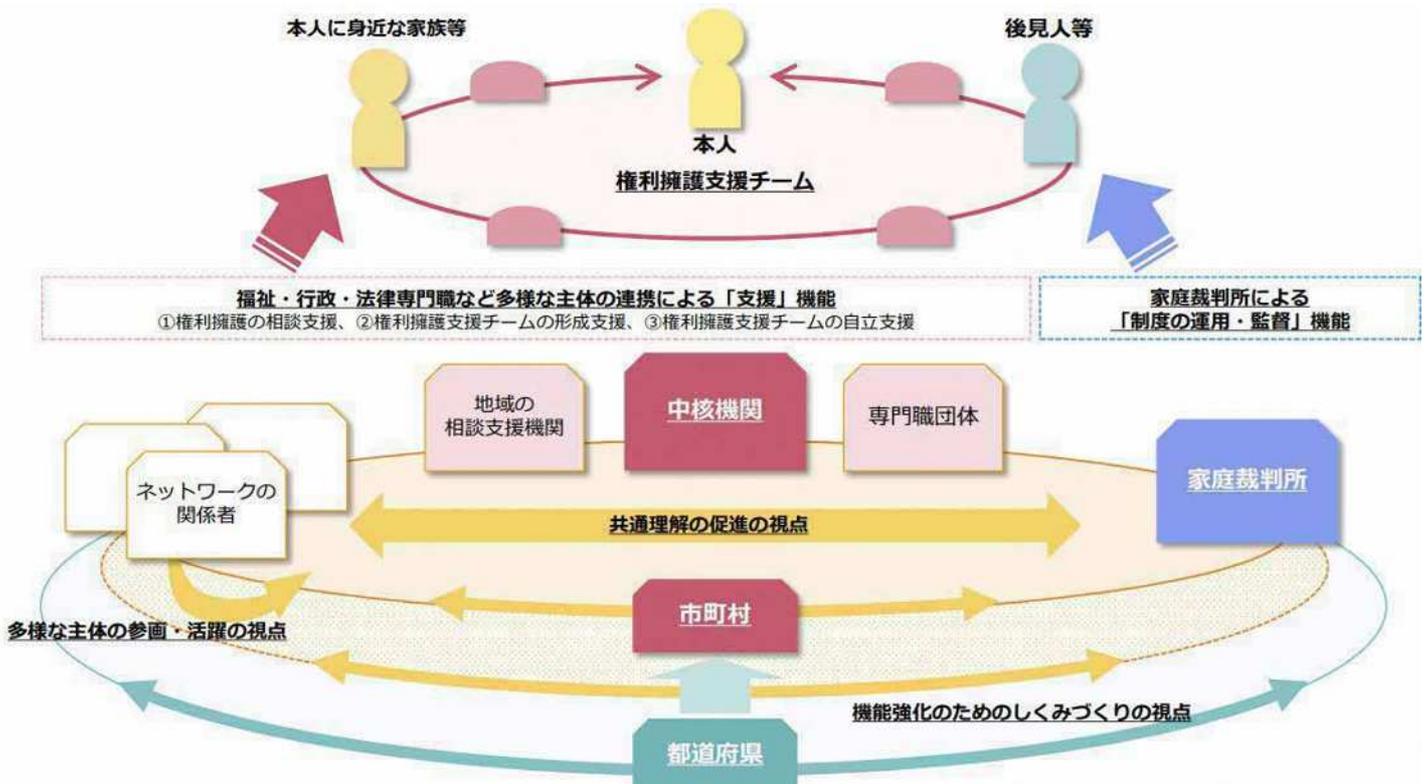
資料：内閣府（防災担当）

## (5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの要請

認知症や障害などにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う必要性があります。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。そのような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が平成 28 年に制定され、市町村が成年後見制度利用促進計画を定めることとされました。

国では、令和 4 年度からの第二期において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の形成を目指しており、本市においても、その取組を進めていく必要があります。

### 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

第4次計画の基本理念は、「支え合いの『輪』を地域でつむぐまち」とします。

「輪」は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにとらわれることなく、すべての人が、一人ひとりが尊重されることを表現しています。

「つむぐ」の言葉は、すでに作り上げられ、形づくられた「輪」の上に、新たな「輪」を重ね、重層的に支え合える地域づくりを進めようという意志をこめています。

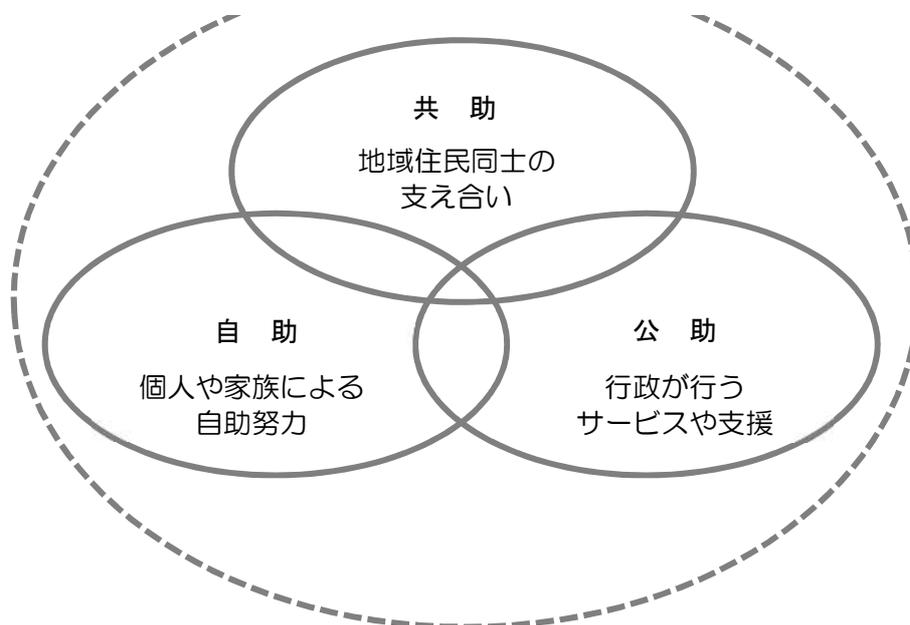
令和9年度を目標年度とする本市の総合計画では、「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東 ～みんなが主役！絆で結ばれた 笑顔あふれる しあわせ実感都市～」を将来目標にまちづくりを進めています。

また、「第3次加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」では、「地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支え合い～」を基本理念に据えてきました。

これらを踏まえ、本計画では、自助・共助・公助の助け合い、支え合いの「輪」を「つむぐ」ことで、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

#### [ 基本理念 ]

支え合いの『輪』を地域でつむぐまち



## 2 計画の基本目標

### 基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

介護保険や障害者総合支援制度などの「公助」は、現代社会では大きな存在となっていますが、すべての福祉ニーズを解決することはできません。

個人・家族でできることは個人・家族で努力し、それで解決できないときに、地域の住民同士で支え合い、それでも解決できないケースに公的な支援・サービスを利用するという「補完性の原則」に基づき、地域住民が協力し、地域生活課題の改善・解決を図る取組を進めて「地域力」を高め、安全で安心な生活の確保につなげていきます。

### 基本目標 2 関係づくりと孤立防止

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような「関係づくり」を進め、緩やかなつながりによる生活支援機能や見守り機能を強化することで、生活課題を抱えた市民が孤立せず、主体的・継続的に地域活動に参加する「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを進めます。

### 基本目標 3 包括的な相談支援の推進

わが国の福祉は、高齢者介護・福祉、障害福祉・障害児福祉、子ども・子育て支援など、分野別に相談支援を行い、必要な支援・サービスに結びつけるしくみが基本となっていますが、8050 問題やダブルケア、引きこもり、ヤングケアラーなど複雑化・複合化したケースへの対応に課題を残しています。

このため、分野ごとの相談支援を基本にしつつ、サービス利用などに結びついていない「制度のはざま」への的確な対応を行うため、各課、関係機関・団体が連携した包括的な相談支援を推進します。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]



## 第 3 章 基本施策の推進

### 基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

#### 基本施策 1-1 住民参加による生活支援の推進

平成 12 年度からの介護保険制度の施行、平成 18 年度からの障害者自立支援制度の施行（平成 25 年度に障害者総合支援法に移行）、平成 27 年度からの子ども・子育て支援制度の施行などにより、専門職による公的介護・福祉サービスが質・量ともに大きく拡大し、支援が必要な人を支える根幹となっていますが、それらだけでは、福祉ニーズのすべてをまかなうことはできません。

介護・福祉職の人材が慢性的に不足する状況にもなる中、地域住民の支え合いによる「住民主体活動」の重要性が増しており、既存の「かとう介護ファミリーサポートセンター」などの発展を図るほか、生活支援体制整備事業などを通じて、支援の担い手となる新たな人材・組織の育成を図っていきます。

#### 基本施策 1-2 みんなが暮らしやすい環境づくり

みんなが暮らしやすい環境づくりにむけて、交通対策や防災対策を地域ぐるみで進めていきます。

交通については、多くの市民は、マイカーで不自由なく移動を行っていますが、都市部ほど公共交通機関が発達していない本市では、自転車、徒歩、鉄道、バス（高速バス・路線バス・自主運行バス・乗合タクシー「伝タク」など）、タクシーなどの利用に加え、福祉タクシー利用券助成やデマンド型交通などの福祉的な支援を進めています。

今後、運転免許返納高齢者の増加や、市内を運行する地域公共交通をめぐる制度改正の状況などを踏まえ、様々な状況の市民の移動手段の確保に努めていきます。

防災については、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念される中、高齢者、障害者、子どもなど、災害時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人などにきめ細かに配慮した防災対策が必要です。

災害時には市役所において、全庁的な災害対策本部を設置し、国・県・関係機関と連携しながら、避難支援、救助、復旧・復興支援などを行うこととなりますが、いずれの場面においても、地域住民が協力しながら、災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援を含め、自主防災活動を進めていく必要があります。

そのため、避難行動要支援者一人ひとりの支援者を地域で協議して定め、平常時の自主防災活動を通じて避難支援の実効性を高めるなど、地域住民同士の自主防災力を高める取組を促進します。

## **基本目標 2 関係づくりと孤立防止**

### **基本施策 2-1 地域づくり活動の活性化**

小地域福祉活動や介護予防活動など、地域の様々な活動が継続的に展開されるよう、支援を進めるとともに、重層的支援体制整備事業（参加支援事業・地域づくり事業）などを活用し、引きこもりがちな人など、地域生活課題を抱える人がこれらの活動に主体的に参加できるよう、支援を進めます。

### **基本施策 2-2 就業・日中活動による社会との関係づくり**

多くの市民は、就業や就学で、仕事場や学校などに通い、そこでの自然な人間関係を通じて、心身の健康を保ったり、目的・目標を持った充実した生活が送れています。

その一方で、病気や障害があったり、心身の状況が不安定であることにより、就業や就学に支障をきたし、生活に困難を抱えている市民も少なくありません。

そうした状況にある市民が、地域住民の協力を得ながら、一人ひとりの状況に応じた就業・日中活動を行い、社会との良好な関係づくりを通じて、生活の安定が図られるよう、必要な支援を継続的に行います。

## **基本目標 3 包括的な相談支援の推進**

### **基本施策 3-1 分野ごとの専門相談支援の推進**

生活課題を抱える人の相談は、高齢者については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害者については市役所の相談窓口や相談支援事業所、こども・子育て家庭については「子育てスマイルセンター」をはじめとする各種相談窓口といった形で、分野ごとに専門相談員が相談を受けつけ、支援やサービスの利用をコーディネートするしくみとなっています。

多様なニーズに応じて、各分野の相談窓口でのきめ細かな相談支援を推進します。

### **基本施策 3-2 包括的相談・ネットワークづくりの推進**

分野別の相談支援だけでは、制度のはざまの課題などへの対応が十分行えないため、相談者本人のみならず、介護、障害、子育て、貧困などその属する世帯全体の複合的なニーズを捉え、本質的な課題に対し、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

「相談支援の『包括化』」においては、専門職だけでなく、できる限り多くの地域住民が、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービスや活動につなぐことのできる地域相談支援体制の構築を目指します。

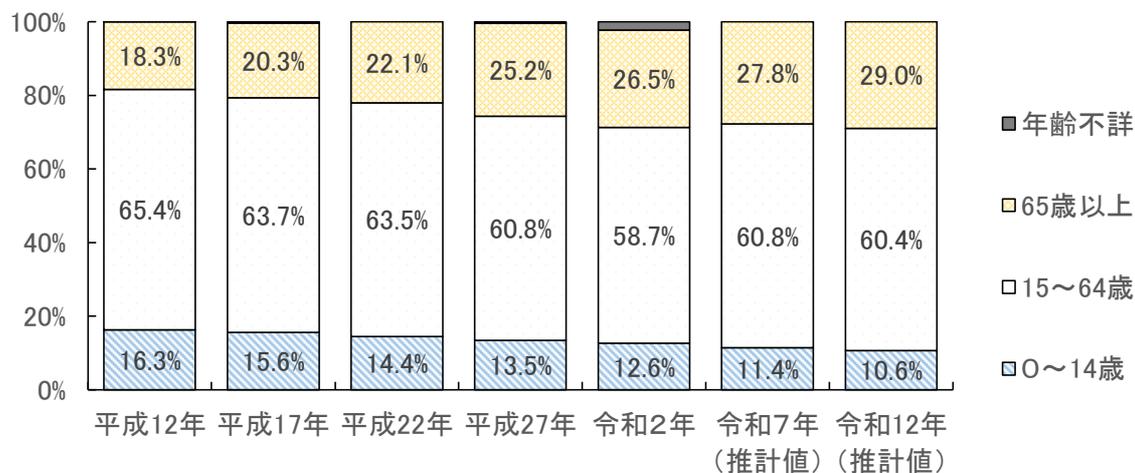
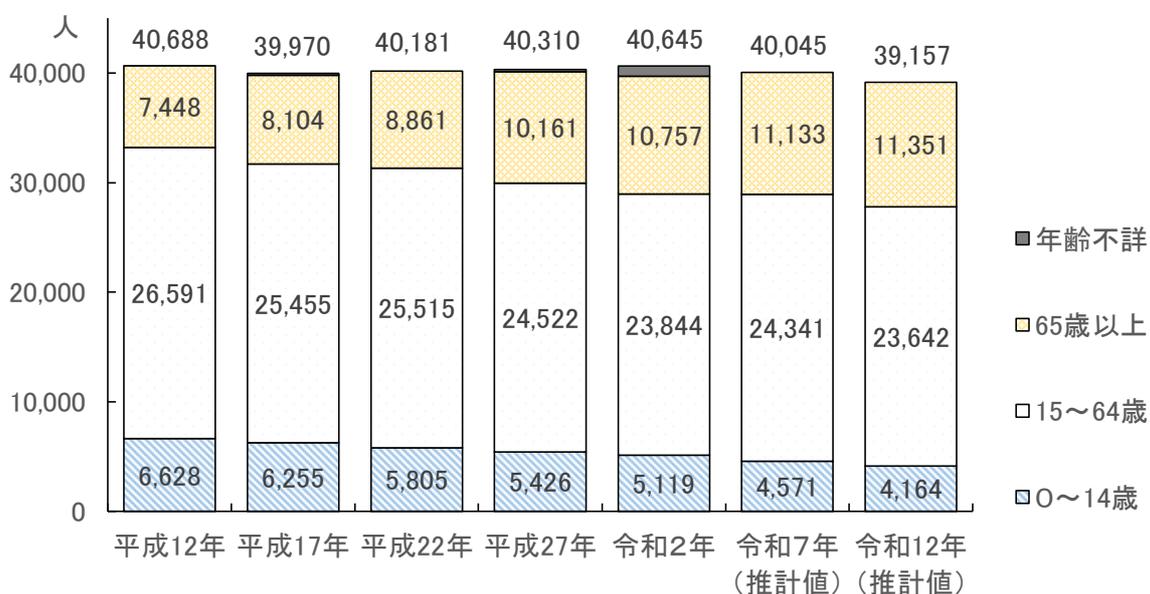
# 参考資料

## 1 人口の推移と推計

国勢調査による本市の令和2年の人口は40,645人で、わが国全体の人口減少下にあつて、平成17年から微増傾向が続いています。また、令和2年の高齢化率は26.5%、年少人口比率は12.6%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は人口が減少に転じ、少子高齢化も年々進むと予想されます。

年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績は国勢調査（合併前は3町の合計値）。推計は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計。

## 2 支援が必要な人の状況

要介護高齢者、障害者など、支援が必要な人（福祉サービスの利用者等）の概数は、以下の通りです。

支援が必要な人の概数

項目	人数	備考
要介護高齢者	2,020 人	令和5年度末の要介護認定者数（要支援を含む）
身体障害者	1,324 人	令和5年度末の身体障害者手帳所持者数
知的障害者	390 人	令和5年度末の療育手帳手帳所持者数
精神障害者	310 人	令和5年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数
認定こども園・ 保育所利用児童	1,275 人	令和6年4月1日の利用児童数
学童保育利用児童	497 人	令和6年4月1日の加東市放課後健全育成事業（アフタースクール）の利用児童数
児童発達支援 利用児童	51 人	令和5年度の月平均利用実人数
放課後等デイサー ビス利用児童	79 人	令和5年度の月平均利用実人数
生活保護受給者	145 人	令和5年度末
生活困窮者自立 支援制度相談者	149 件	令和5年度の新規相談受付件数
在留外国人	1,826 人	令和5年度末

### 3 福祉をめぐる近年の法制度改正の状況

福祉各分野の令和2～6年度の法制度改正の状況は、以下の通りです。

#### (1) 地域福祉

##### ●社会福祉法の改正（令和3年4月施行）

平成30年の制度改正により打ち出された「地域共生社会づくり」を一層進めるため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業が創設されました。

##### ●孤独・孤立対策推進法の制定（令和6年4月施行）

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する対策を実施することが自治体の責務として規定されました。

#### (2) 高齢者福祉

##### ●介護保険法の改正（令和3年4月施行、令和6年4・6月施行）

「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」を図るため、介護職員の処遇改善や、業務効率化に関する取組などに関し、制度改正がなされました。

##### ●共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定（令和6年1月施行）

認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進するため、7つの基本理念を定めるとともに、自治体においても、認知症施策を策定・実施する責務を有することとされました。

#### (3) 障害者福祉

##### ●障害者総合支援法・児童福祉法の改正（令和5年4・10月、令和6年4月施行）

障害や難病を抱えていても安心して暮らせる、地域共生社会の構築を目指し、「就労選択支援」サービスの創設など、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」や「障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」などを図るための改正が行われました。改正児童福祉法では、児童発達支援センターの役割・機能の強化などが進められました。

##### ●医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月施行）

医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）によ

って「医療的ケア児」を「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義し、自治体による支援の責務が明記されました。

●障害差別解消法の改正（令和6年4月施行）

障害差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）において、努力義務とされていた事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されました。

## （4）こども政策

●こども家庭庁の創設、こども基本法の制定（令和5年4月施行）

こどもに関する取組・施策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。また、令和5年12月にはこども基本法に基づいた「こども大綱」が閣議決定され、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められました。

●児童福祉法の改正（令和6年4月施行）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援を実施するための体制強化等を行う旨の規定が設けられました。

## （5）その他

●災害対策基本法の改正（令和3年5月施行）

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、自治体における個別避難計画について、作成が努力義務化されました。

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定（令和6年4月施行）

困難な問題を抱える女性の福祉の推進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じることが、自治体の責務として規定されました。

●技能実習法などの改正（令和6年6月成立）

技能実習法などの改正法（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律）が令和6年6月に成立し、これまでの外国人技能実習制度を発展的に解消し、令和9年から新たに「育成就労制度」を設けることなどが決定しました。

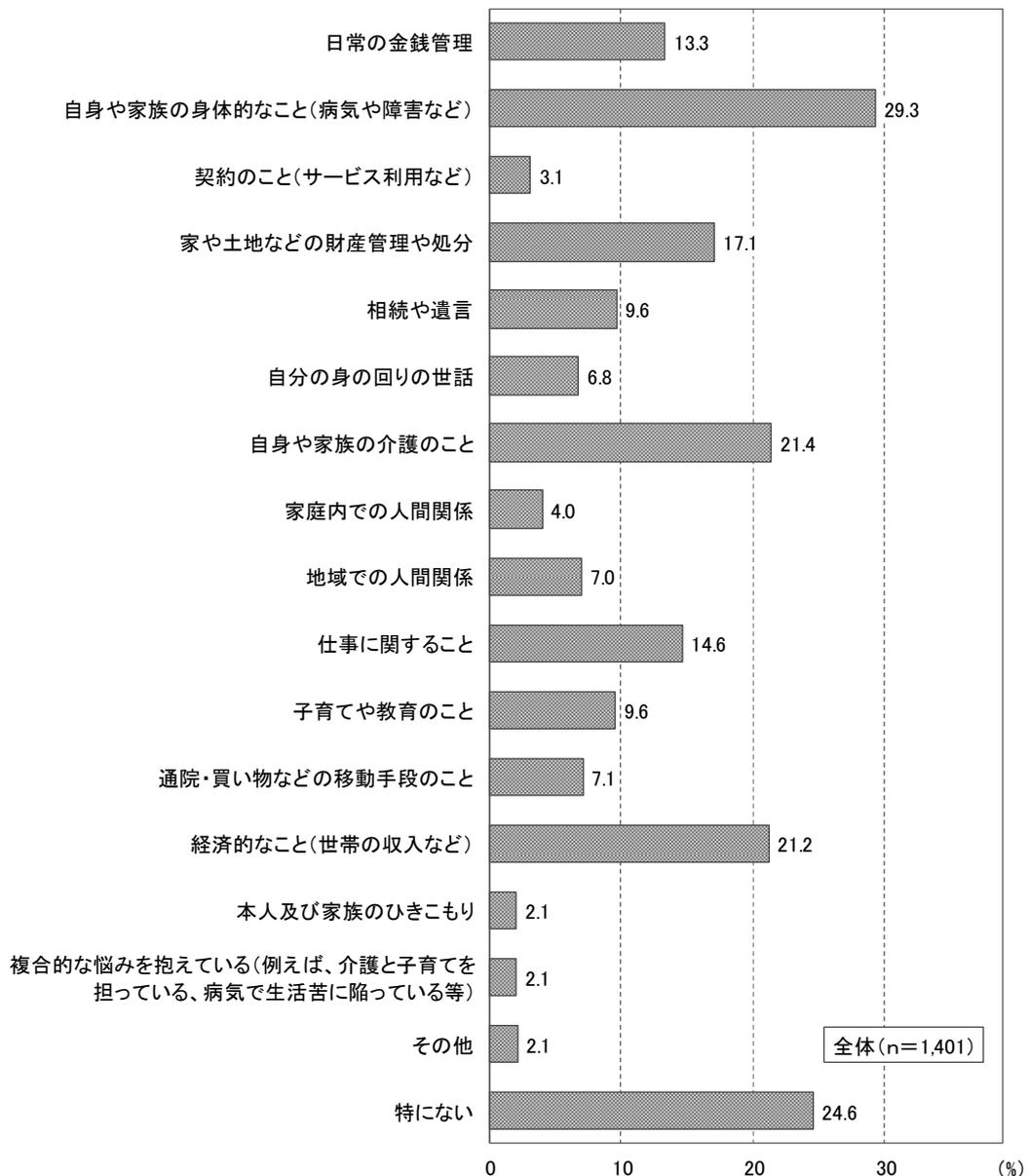
## 4 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、18歳以上の市民4,000人を対象に、郵送とWeb方式の併用によるアンケート調査を実施し、地域福祉に関する意向等を把握しました。有効回収数は1,401票（内訳：郵送回答1,098票、Web回答：303票）、回収率は35.1%でした。

### （1）様々な悩みを抱えながら相談できない市民がいる

「不安に思っていることや悩んでいること」をたずねたところ、「自身や家族の身体的なこと（病気や障害など）」（29.3%）、「自身や家族の介護のこと」（21.4%）、「経済的なこと（世帯の収入など）」（21.2%）など、市民は様々なことで不安や悩みを持っていることがわかります。

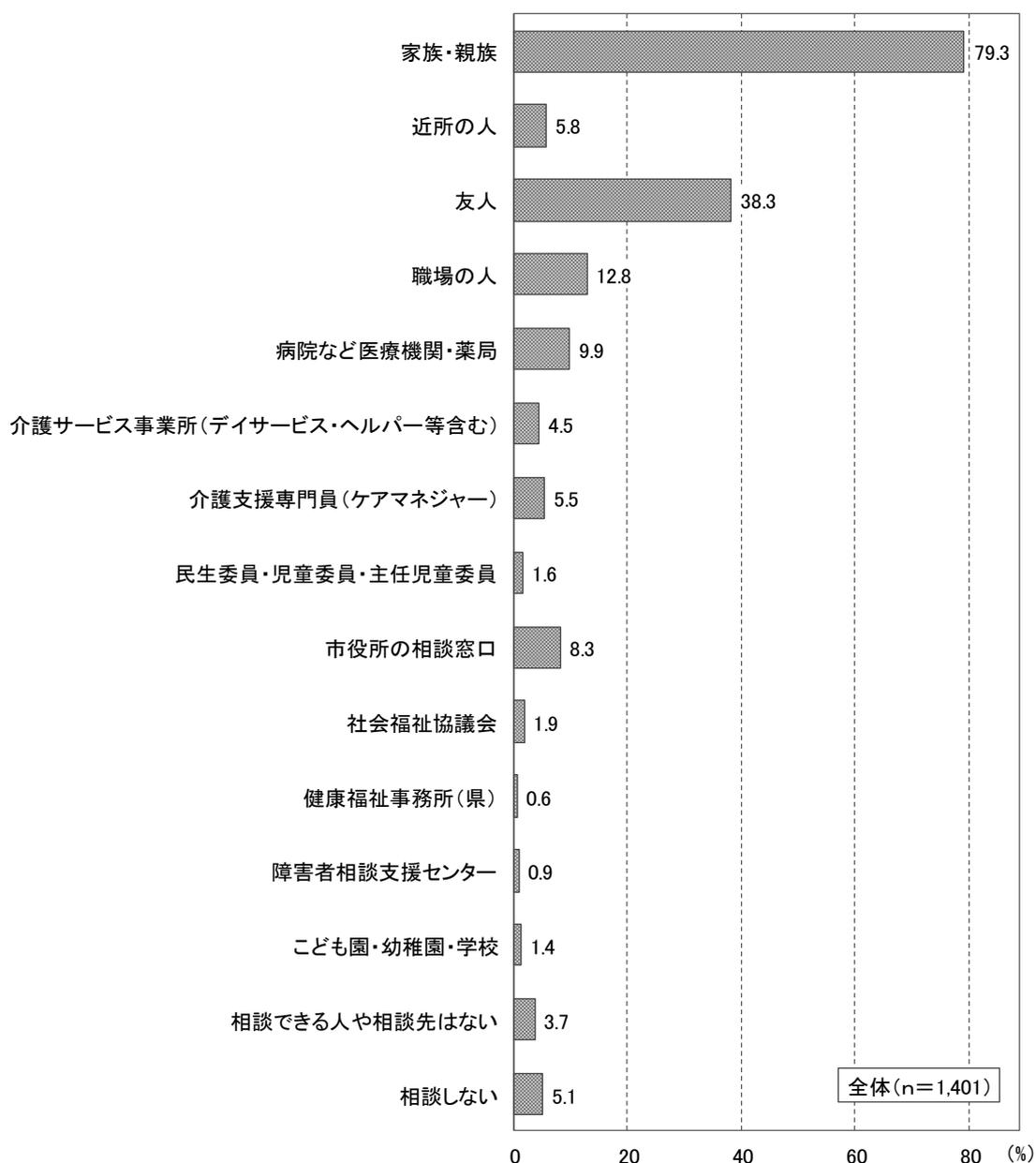
#### 不安に思っていることや悩んでいること



「不安や悩みの相談先」は、「家族・親族」、「友人」など、身近な人が多く、公的な相談機関では、「市役所の相談窓口」が8.3%、「社会福祉協議会」が1.9%などとなっており、「相談できる人や相談先はない」が3.7%、「相談しない」が5.1%みられます。

各公的機関は、より一層、相談しやすさや専門性を高め、市民が必要な時に相談し、不安や悩みの解消につなげていくことが望まれます。また、「相談できる人や相談先はない」、「相談しない」といった市民に対し、相談を受け身型で待つのではなく、地域で潜在的な相談ニーズを掘り起こし、必要な専門相談支援につなげていく取組が求められます。

### 不安や悩みの相談先

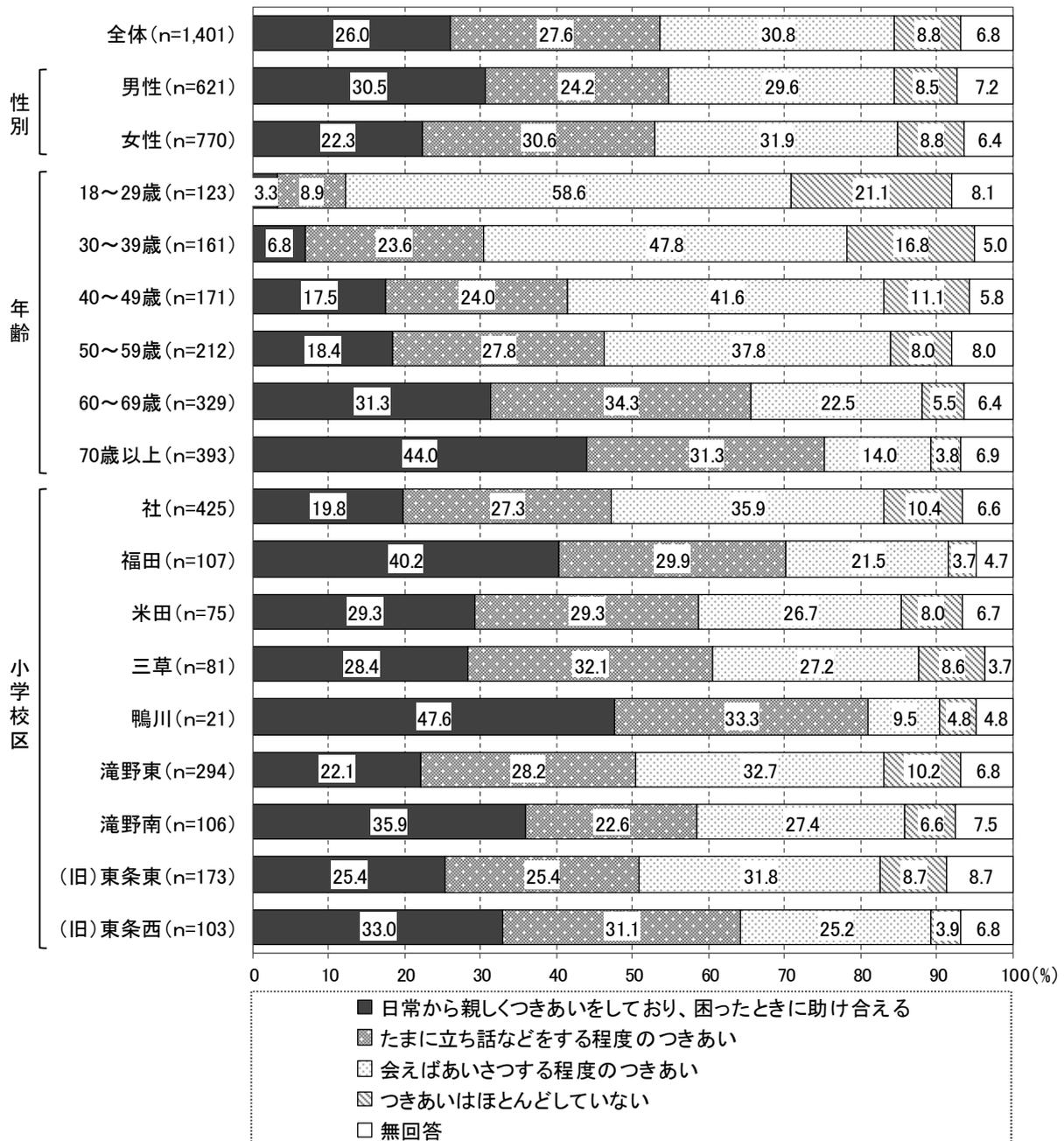


## (2) 近所づきあいの状況は年齢や地区によって差がみられる

近所づきあいの状況は、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」が26.0%、「たまに立ち話などをする程度のつきあい」が27.6%、「会えばあいさつする程度のつきあい」が30.8%で、「つきあいはほとんどしていない」も8.8%あります。

年齢が高くなるにつれて「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が高いほか、地区によっても差がみられ、もしもの時のセーフティネットとして、近所づきあいの程度が少ない人がつきあいを深めていけるきっかけやしくみをつくっていくことが求められます。

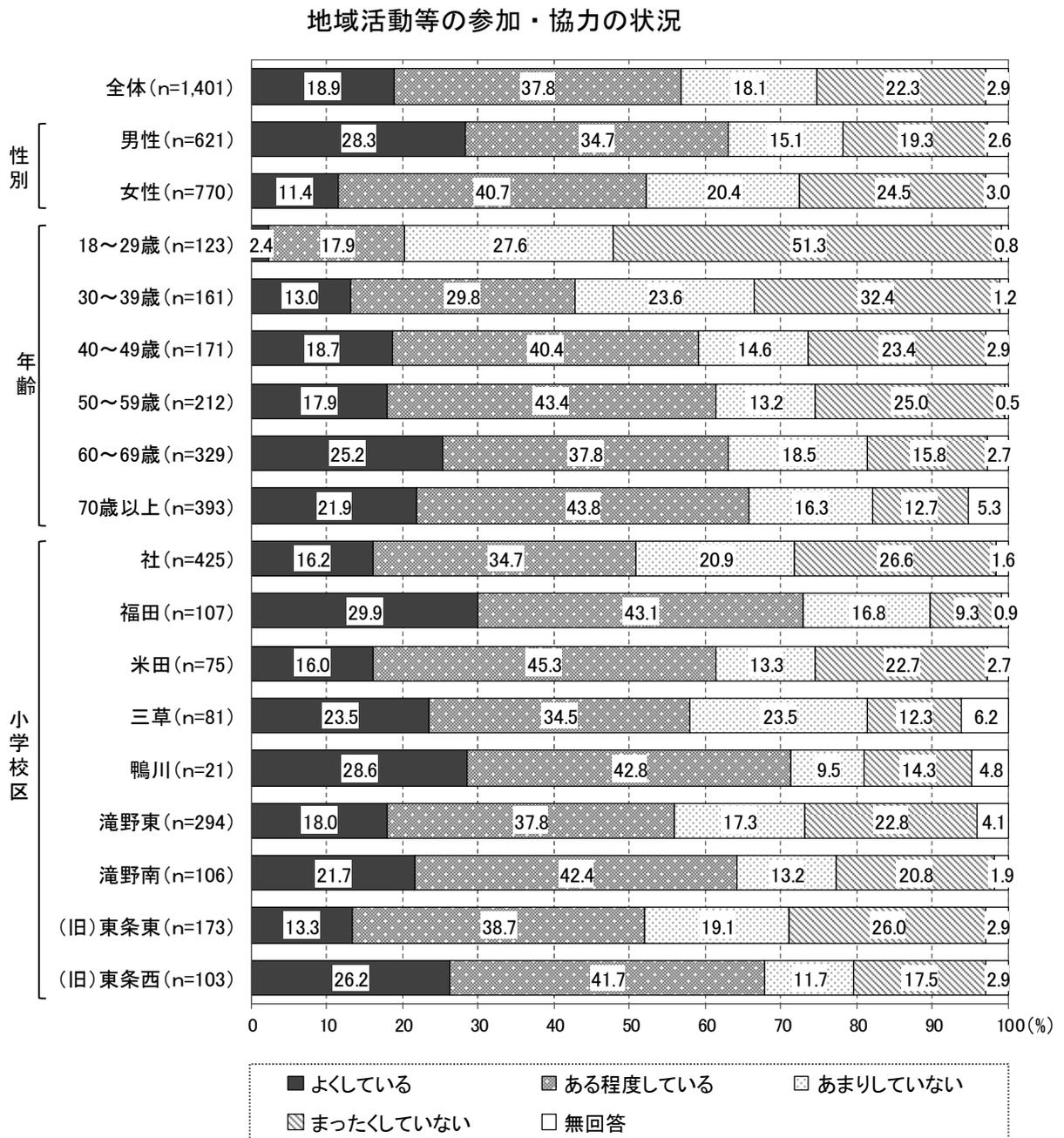
近所づきあいの状況



### (3) 地域活動の参加・協力の状況も年齢や地区によって差がみられる

自治組織(地区・自治会)や地域活動の参加・協力の状況は、「よくしている」が18.9%、「ある程度している」が37.8%、「あまりしていない」が18.1%、「まったくしていない」が22.3%となっています。

女性より男性の方が、また、年齢が高くなるにつれて参加・協力している割合が高いほか、地区によっても差がみられ、参加・協力できていない層の参加・協力を働きかけていくことが求められます。

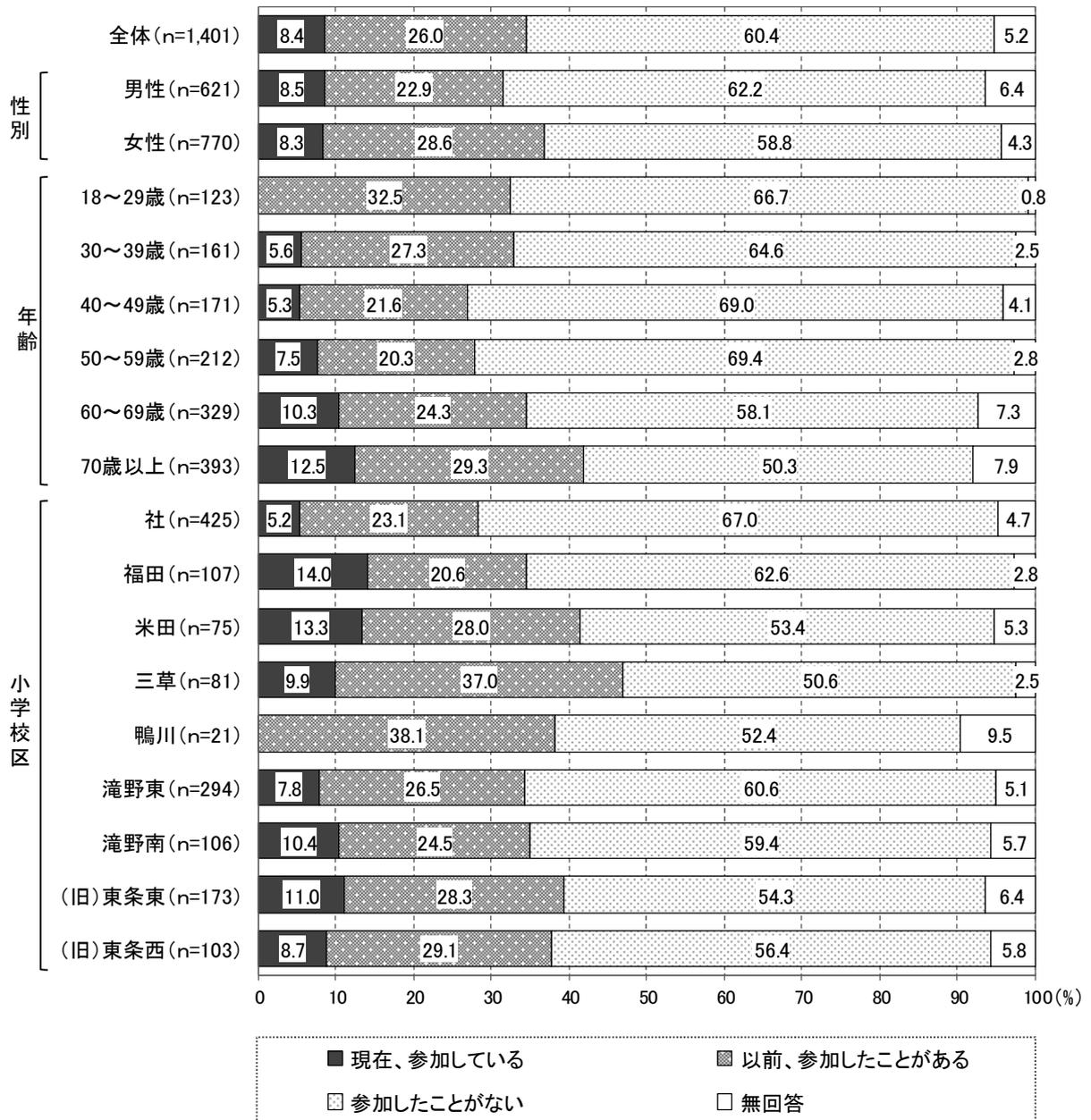


#### (4) 多様なボランティア活動への参加意向がみられる

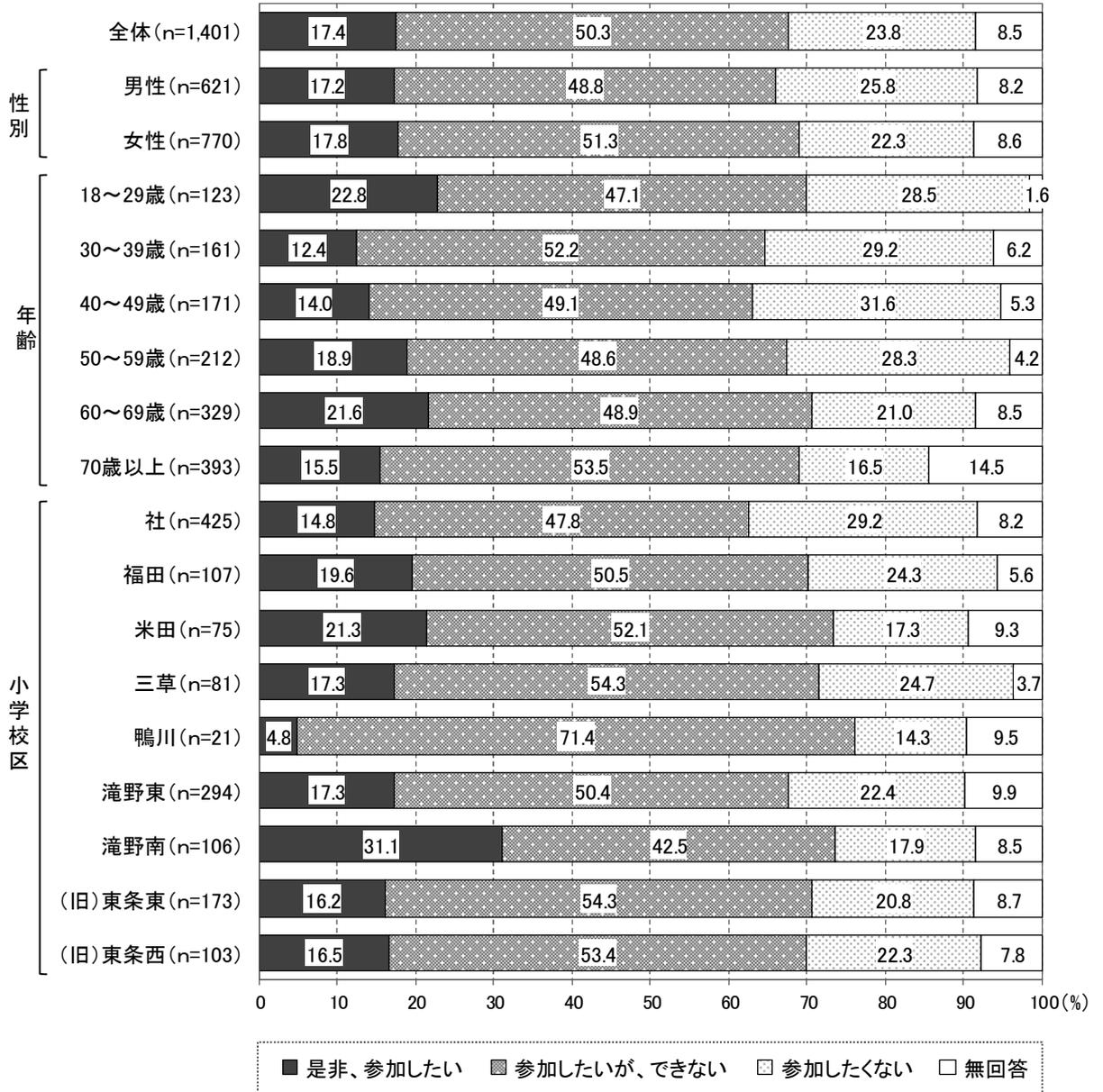
ボランティア活動の参加状況は、「現在、参加している」が8.4%、「以前、参加したことがある」が26.0%となっています。

一方、今後の参加意向は、「是非、参加したい」が17.4%となっており、「現在、参加している」の2倍程度と多くなっています。

ボランティア活動の参加状況

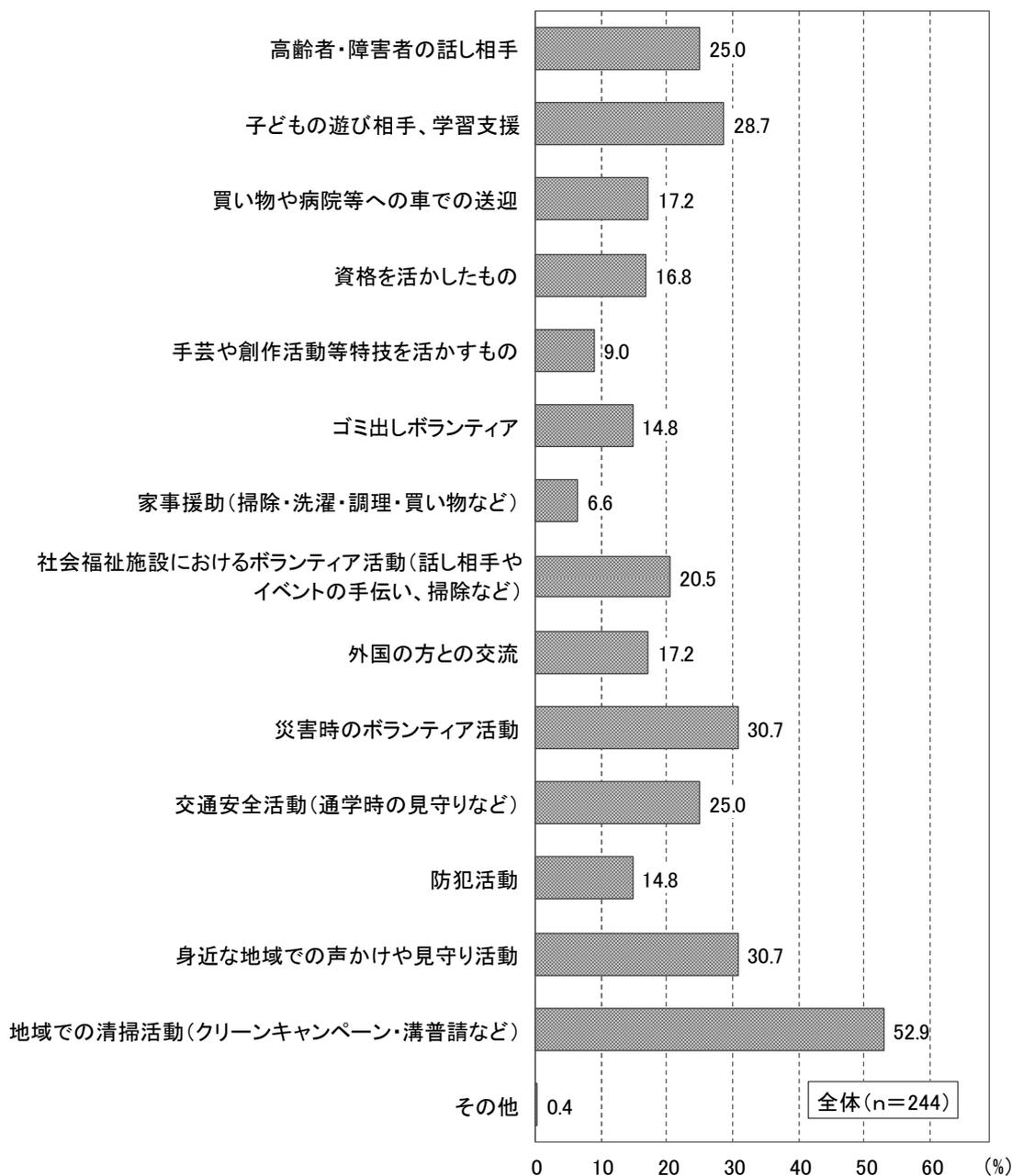


### ボランティア活動の参加意向



「是非、参加したい」という回答者に、「参加したいボランティア活動の内容」をたずねたところ、「地域での清掃活動（クリーンキャンペーン・溝普請など）」（52.9%）を筆頭に、「災害時のボランティア活動」（30.7%）、「身近な地域での声かけや見守り活動」（30.7%）、「子どもの遊び相手、学習支援」（28.7%）をはじめ、多岐にわたる回答がみられ、こうしたボランティア活動を実践しやすい環境づくりを進めることが期待されます。

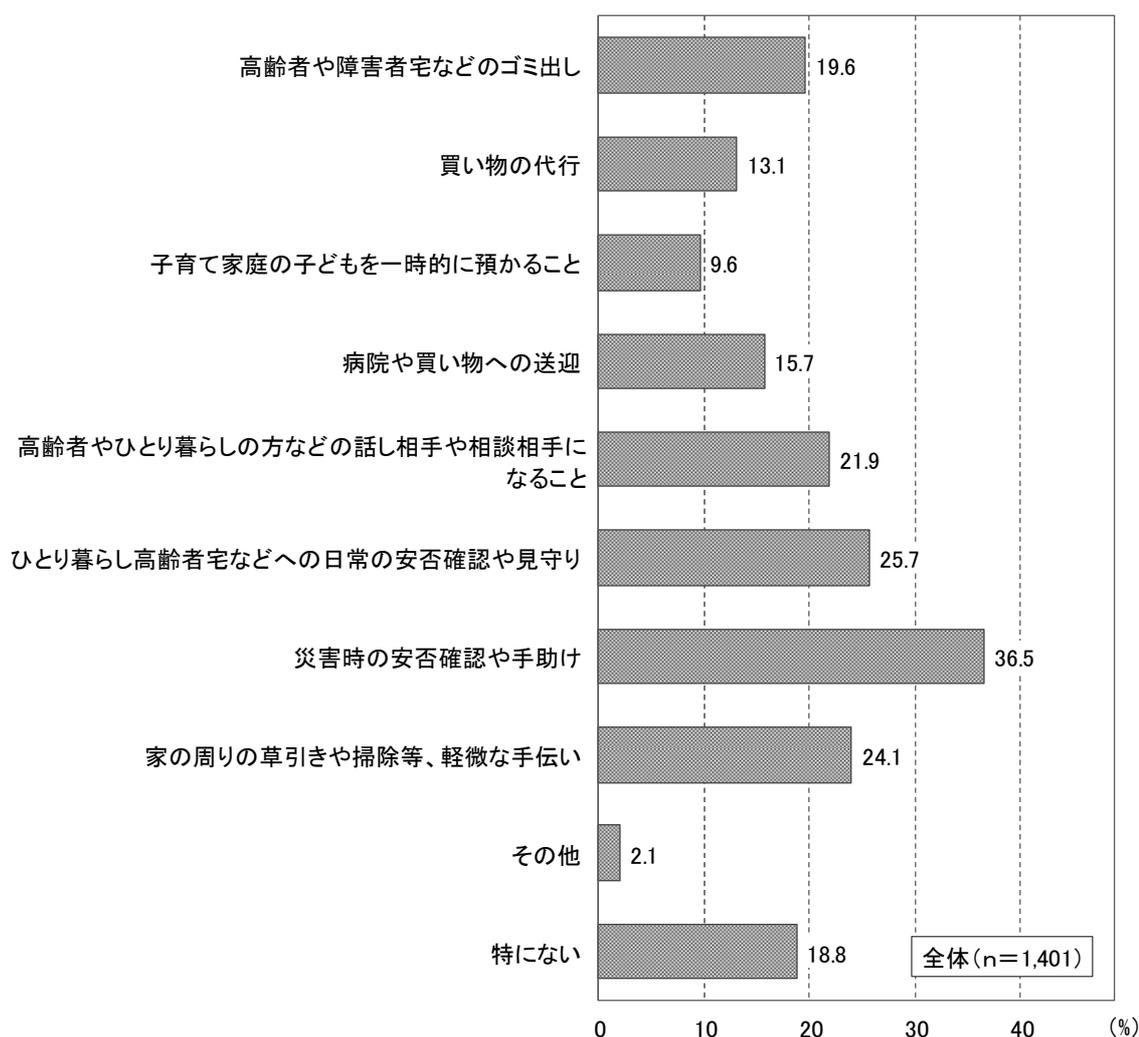
### 参加したいボランティア活動の内容



## (5) 地域で様々なことを手助けしたいという声もある

近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいと思う内容をたずねたところ、「災害時の安否確認や手助け」(36.5%)を筆頭に、「ひとり暮らし高齢者宅などへの日常の安否確認や見守り」(25.7%)、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」(24.1%)など、多くの項目で1割から3割程度の手助け意向がみられました。

地域で自分自身が手助けしたいこと

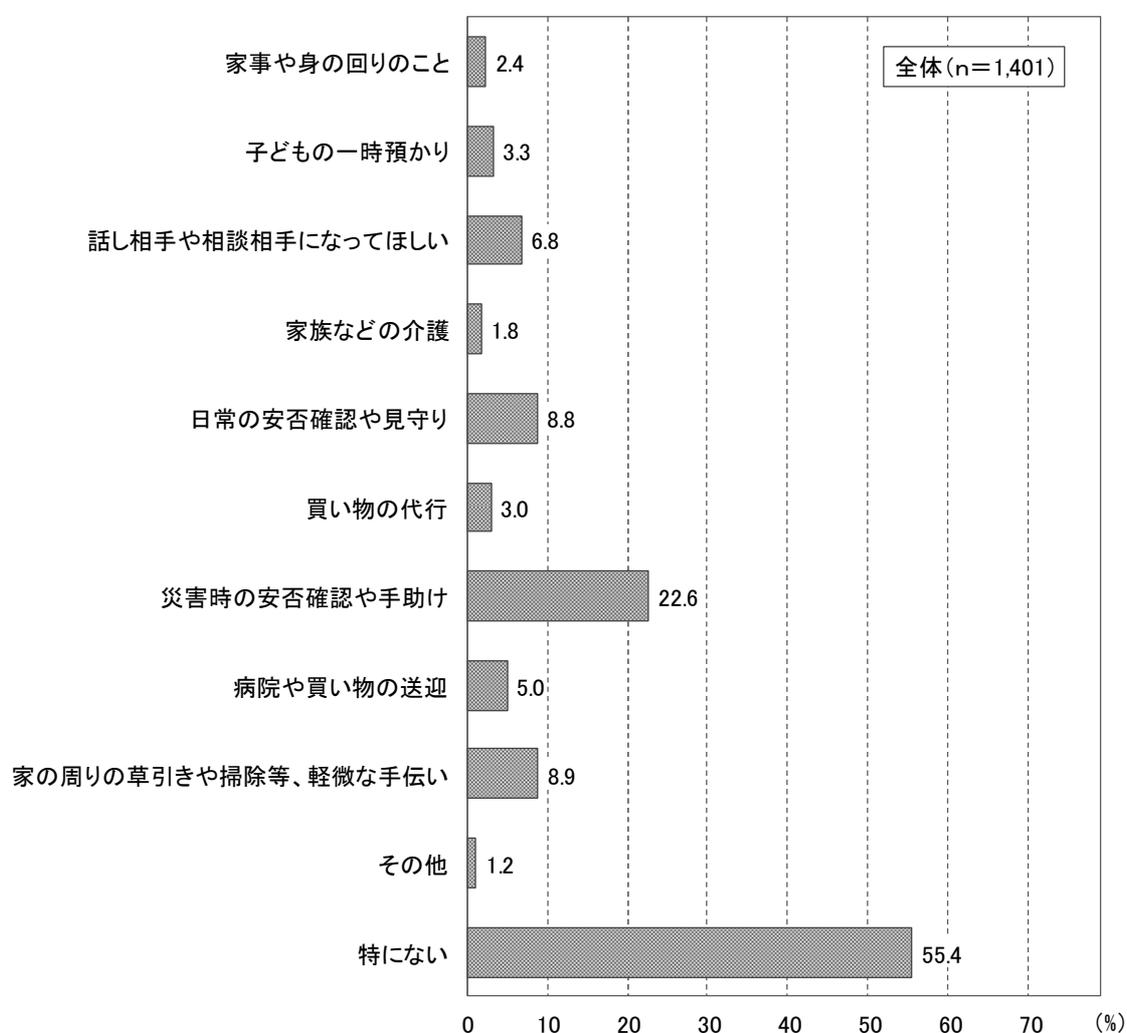


## (6) 地域で支え・支えられる関係の循環

近所や地域のつきあいの中で、手助けしてほしいことをたずねたところ、「特にない」が55.4%と割合が高くなっていますが、具体的な手助けで見ると、「災害時の安否確認や手助け」の22.6%を筆頭に、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」(8.9%)、「日常の安否確認や見守り」(8.8%)など、多くの項目で数%から1～2割程度の希望割合があることがわかります。

これらの項目から、地域で支え・支えられる関係のマッチングを行い、生活課題の解決につなげていくことが有益と考えられます。

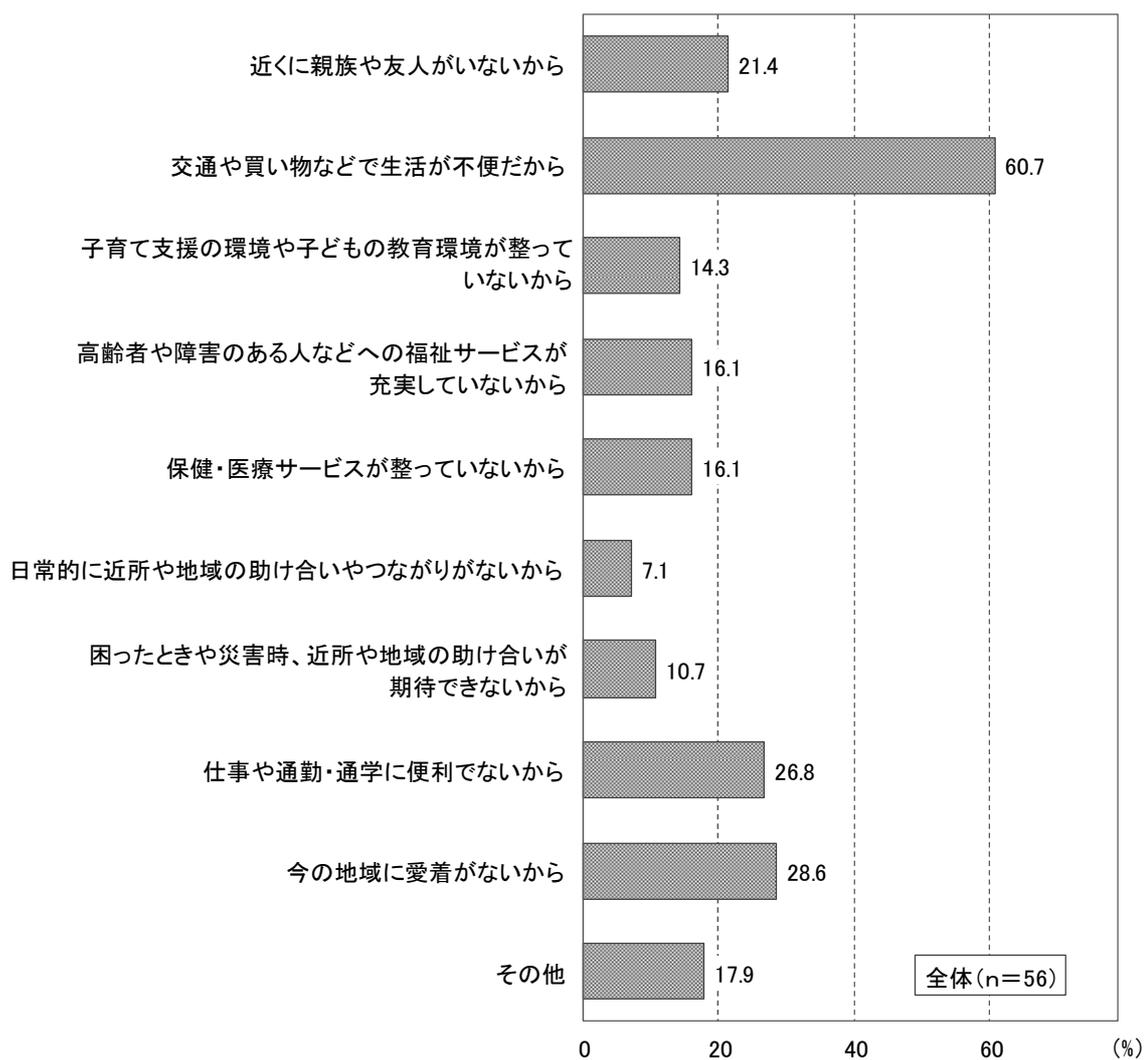
地域で自分自身が手助けしてほしいこと



## (7) 住み続けたくない理由の筆頭が「交通の便」

多くの市民が今後も加東市に住み続けたいと思っていますが、住み続けたくないと回答した56人（全体の4%）にその理由をたずねたところ、「交通や買い物などで生活が不便だから」が60.7%と最も高く、「仕事や通勤・通学に便利でないから」も26.8%あがっています。「交通の便」は、本市に市民が住み続けるための基礎的条件として、路線バスなどだけでなく、福祉施策を含め、市全体として考えていく必要があります。

住み続けたくない理由



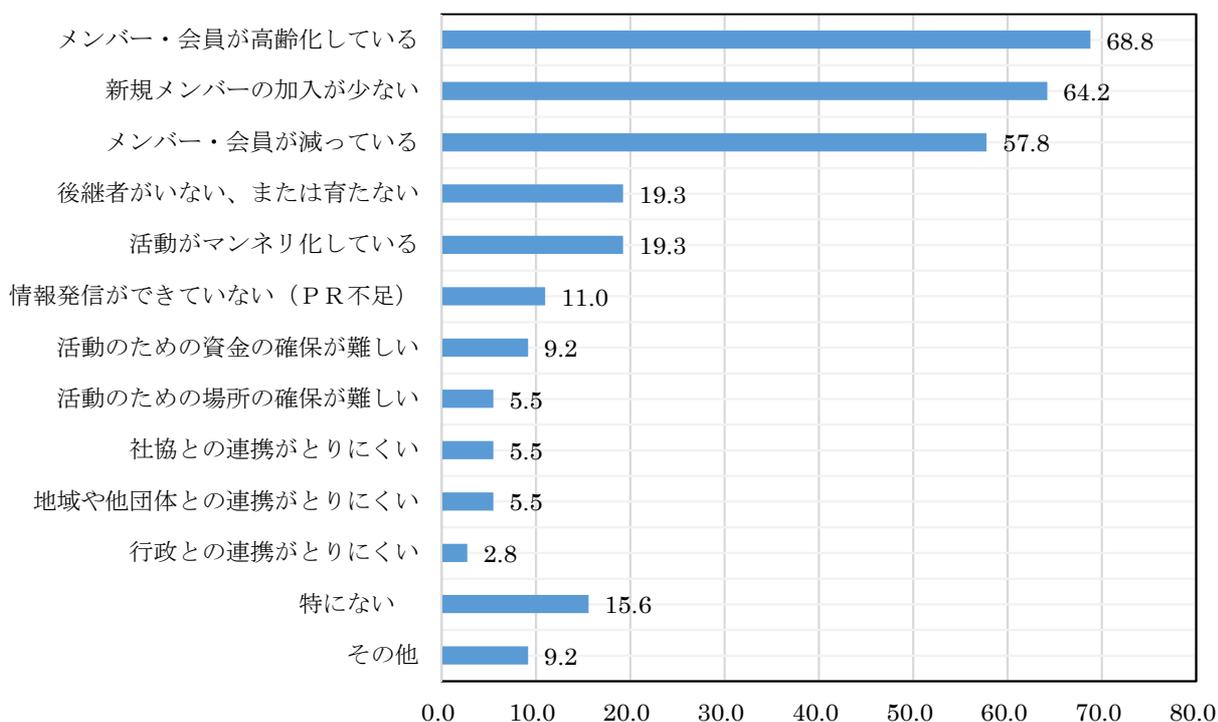
## 5 福祉団体、区長・自治会長調査の結果概要

本計画の策定にあたり、令和5年10～12月に、福祉団体17団体の役員等172人、区長・自治会長96人、計268人を対象に、郵送とWeb方式の併用によるアンケート調査を実施し、課題等を把握しました。有効回収数は174票（内訳：福祉団体役員等109票、区長・自治会長65票）、回収率は64.9%でした。

### (1) 福祉団体のメンバー・会員の減少・高齢化が課題

福祉団体が活動を行う上で困っていることは、「メンバー・会員が高齢化している」、「新規メンバーの加入が少ない」、「メンバー・会員が減っている」などがあがりました。

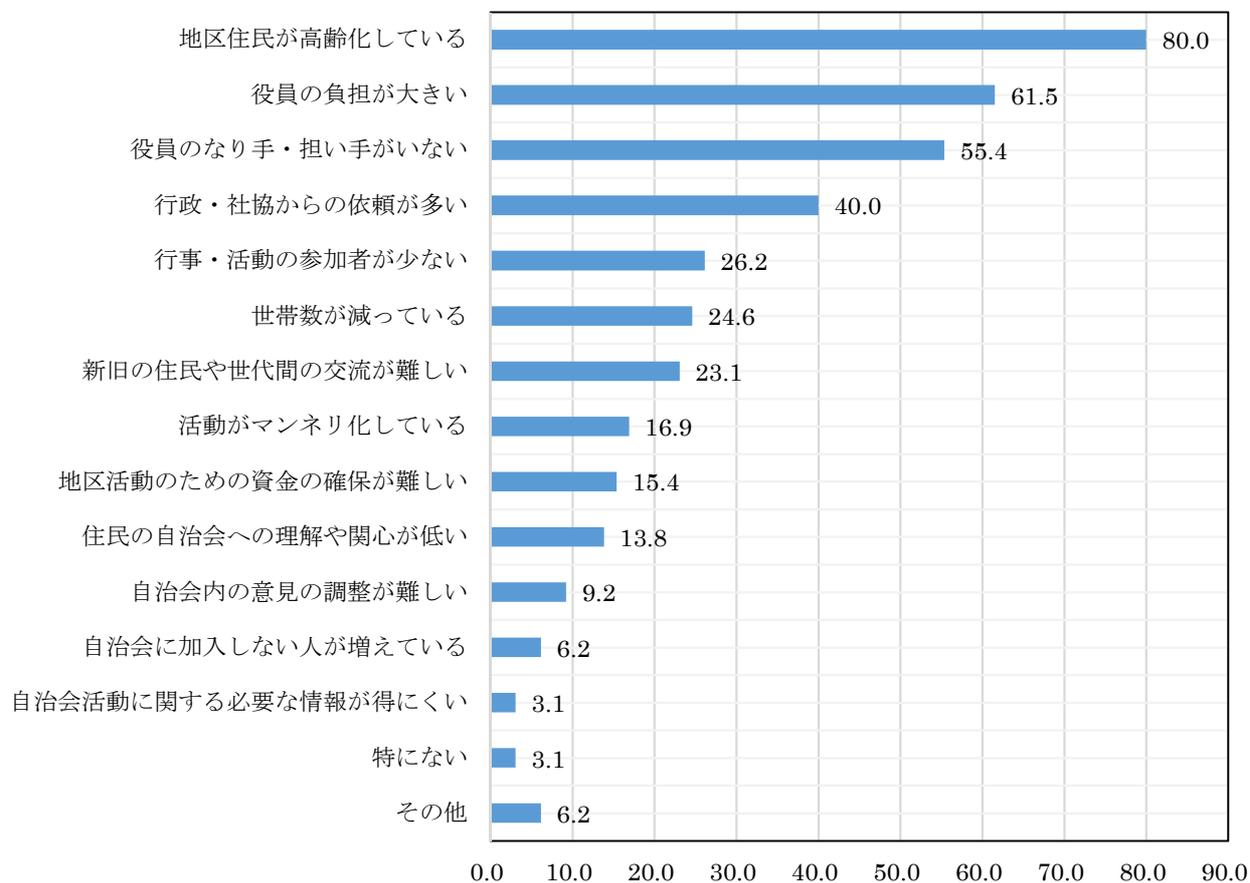
福祉団体の活動を行う上で困っていること



## (2) 地区・自治会の役員のなり手不足・負担過多が課題

地区・自治会運営の困りごとは、「地区住民が高齢化している」に次いで、「役員の負担が大きい」、「役員のなり手・担い手がいない」が多くなっています。

地区・自治会運営の困りごと



### (3) 「人材不足」「地域のつながりの希薄化」が課題

区長・自治会長として感じている地域の課題をたずねたところ、「地域活動を担う人材不足」、「少子・高齢化」、「地域のつながりの希薄化」、「世代間や地域交流が少ない」などがあがっています。

#### 区長・自治会長として感じている地域の課題

